

岐阜県公報

第 七 百 十 六 号
令 和 八 年 九 月 四 日
(金曜日)

目 次

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	三七五 ^{ページ}
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	三七五
○指定医療機関の廃止の届出	(同)	三七六
○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	三七六
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三七六
○医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	三七六
○道路の区域変更	(道路維持課)	三七七
○道路の供用開始	(同)	三七八
○電線共同溝整備道路の指定	(同)	三七八
○土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	三七八
○土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	三七九
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	三七九
○土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	三七九
○土地改良事業の工事の完了	(農地整備課)	三八〇
○落札者等に関する公示	(会計課)	三八〇
○建築基準法に基づく道路の指定の取消し中訂正	(建築指導課)	三八〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和八年九月四日

告 示

岐阜県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高 木 齒 科 医 院	美濃加茂市加茂川町三丁目一番三九号	令和八・七・一
シンコー薬局 中恵土店	可児市中恵土一八八六一	令和八・八・一

岐阜県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ミモザ	各務原市鵜沼宝積寺町六丁目九六番地	訪問看護ステーション ミモザ	各務原市鵜沼宝積寺町六丁目九六番地	令和 八・六・一

岐阜県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
龜山歯科医院	関市小屋名二二一	令和 八・六・三〇
高木歯科医院	美濃加茂市太田町四三〇八	同

ドレミ調剤薬局

美濃加茂市古井町下古井字石塚二
九七九一八
令和 八・三・三一

岐阜県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 年 月 日
株式会社 A n	瑞穂市本田八八〇番地四	あん訪問看護ステーション	瑞穂市十九条一八三一	令和 八・三・二五

株式会社 A n	瑞穂市本田八八〇番地四	あん訪問看護ステーション	瑞穂市稲里三六七一ア ポロタウン B 一〇二号室	令和 八・三・二五
----------	-------------	--------------	--------------------------------	-----------

岐阜県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
中部薬品株式会社	多治見市高根町四丁目二九番地	居宅療養管理指導	V・drug高山西薬局	高山市上岡本町二丁目四五二―二	令和八・九・一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同

岐阜県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名	施設所等の名称	施設所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
棚 橋 直 樹	たなはし接骨院	美濃加茂市下米田町今八九―二	令和八・八・六

岐阜県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年九月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英
指定年月日
令和八・九・一

岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		路線名		区 間		区域敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
県道	養羽老島線	同市同	四丁目二六	七番地先から	大垣市横曽根四丁目二二	後	前	後	前	
		〇番一	地先まで			一四・九	二・三	六・九	六・八	
						六・九	六・九	六・八	六・八	

岐阜県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年九月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道		明金山線		下呂市金山町戸部字船野四三四番二地先から同市同町同字神船四二六九番二地先まで		後	前		
							七丁 二四・六	二二・三	
							九丁 二四・六	二二・三	

岐阜県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年九月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期限の告示年月日)
一般国道		二百五十六号		山県市大字高富字井戸尻二四〇一番一地先地内		二二・六	令和八・九・四	令和七・五・二七

岐阜県告示第四百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の

規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	指定分の備考
一般国道	二百五十六号	岐阜市大宮町二丁目一三番一地先から同市上材木町三七四番一地先まで	二二・三	上下線

岐阜県告示第四百三十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鴻之巣1	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣2	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣3	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣4	大垣市上石津町牧田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

上畑	大垣市上石津町谷畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打上 2	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打上 4	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鴻之巣 1	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣 2	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣 3	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣 4	大垣市上石津町牧田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上畑	大垣市上石津町谷畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打上 2	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打上 4	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鴻之巣 1	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣 2	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣 3	大垣市上石津町一之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻之巣 4	大垣市上石津町牧田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上畑	大垣市上石津町谷畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打上 2	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打上 4	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称		区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鴻之巣 1	大垣市上石津町二之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
鴻之巣 2	大垣市上石津町二之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
鴻之巣 3	大垣市上石津町二之瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
鴻之巣 4	大垣市上石津町牧田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
上畑	大垣市上石津町谷畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
打上 2	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
打上 4	大垣市上石津町打上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

ため池等整備事業

岩倉大地区

令和八・三・一三

中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）

瑞浪中部地区

令和四・一二・一九

中山間地域総合整備事業（暗渠排水）

瑞浪中部地区

令和四・六・二〇

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年九月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 調達物の名称及び数量 スイクロックン調達用メンテナンス一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和八年六月十二日

4 落札者を決定した日 令和八年七月十日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市大塚北四丁目十番七号 中央電子光学株式会社 代表取締役 田比 崇雄

6 落札金額 91,382,920円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県瑞浪本沼総合会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目一番一十号

。正 誤

(校正誤り)

令和八年八月七日第七百八号 建築基準法に基づく道路の指定の取消し（岐阜県告示第三百七十八号）三三九頁上段の表中

「幅員（メートル）延長（メートル）」は、「幅員（メートル）延長（メートル）」の誤り。

令和八年九月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一十号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社